証券コード：9075

福山通運株式会社

第72回
定時株主総会招集ご通知

日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時

場　　所　広島県福山市東深津町四丁目20番１号
当社本店　５階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

◉ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ ◉

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り、同封の議決権行使書用紙のご返送、またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
本株主総会にご出席される株主様は、開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2020年６月23日（火曜日）
午後５時到着分まで

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/9075/

（証券コード　9075）
2020年６月１日

株 主 各 位

広島県福山市東深津町四丁目20番１号
福山通運株式会社
取締役社長　小　丸　成　洋

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、68頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）　午前10時
２．場　　所　広島県福山市東深津町四丁目20番１号
当社本店　５階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役10名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fukutsu.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１． 企業集団の現況

⑴ 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調にありましたが、消費増税による個人消費の鈍化に加え、第４四半期以降に顕在化した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、国内外ともに景気は大幅に減速し、極めて先行き不透明な状況で推移いたしました。

貨物自動車運送業界におきましては、輸送量は小幅ながら増加傾向にありましたが、労働環境の改善や環境・安全対策等がコスト増加要因となるなか、下期以降は消費増税や長期化する米中貿易摩擦等による経済活動が減速傾向にあり、輸送量の大幅な減少が危惧されるなど、先の見通せない厳しい経営環境下にありました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、労働環境の改善を進める一方で、ＥＤＩ化の推進による業務の効率化を図るとともに、荷物の正しい計量・計測に基づく適正な運賃・料金の収受と下期からの荷物の減少に対して、より一層の自社化による生産性の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は2,929億99百万円（前年同期比2.6％増）、営業利益は205億41百万円（前年同期比5.5％増）、経常利益は218億49百万円（前年同期比1.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は129億18百万円（前年同期比13.7％減）となりました。

これらを事業別に見た事業の概要は、次のとおりであります。

〔運送事業〕

運送事業におきましては、９月に青森むつ営業所（青森県）、２月に浜松西営業所（静岡県）、３月に一宮支店（愛知県）を開設し、輸送品質の向上のための集配拠点の整備に努めてまいりました。加えて、一宮支店と札幌支店では、業務の省力化や荷物の正しい計量・計測を実施するため、自動計量・計測機能を備えた高速自動仕分装置を導入いたしました。また、日本で初めて国土交通省より許可された名古屋支店（愛知県）と裾野営業所（静岡県）間の大型トラック2台分を積載する「全長25mダブル連結トラック」の運行に続き、栃木支店（栃木県）と北上支店（岩手県）間の路線においても同様の運行を行い、地球環境負荷の低減やドライバーの労働環境改善にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は2,591億36百万円（前年同期比2.9％増）、営業利益は186億63百万円（前年同期比3.5％増）となりました。

［流通加工事業］

流通加工事業におきましては、料金改定による収支改善及び多様化する顧客ニーズに応える提案を行い、既存施設の稼働率の向上に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は176億18百万円（前期比2.9％増）、営業利益は26億45百万円（前期比19.5％増）となりました。

［国際事業］

国際事業におきましては、貨物の荷動きが鈍く厳しい環境のなか、新規顧客の開拓など事業拡大に努めてまいりましたが、フォワーディング事業及び通関事業の取扱い件数やＡＳＥＡＮ域内でのクロスボーダートラック輸送の取扱いも減少し、全体的に低調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は82億65百万円（前期比8.6％減）、営業利益は３億55百万円（前期比39.8％減）となりました。

［その他事業］

その他事業におきましては、商品販売事業を中心に堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は79億78百万円（前期比2.3％増）、営業利益は29億52百万円（前期比7.2％増）となりました。

企業集団の事業別売上高

事業別＼年度別	前連結会計年度 (2018年度)	当連結会計年度 (2019年度)	前連結会計年度比
	百万円	百万円	%
運送事業	251,719	259,136	102.9
流通加工事業	17,127	17,618	102.9
国際事業	9,042	8,265	91.4
その他事業	7,796	7,978	102.3
合計	285,686	292,999	102.6

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は336億69百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 建物・構築物			
一宮	ターミナル	新設	25億74百万円
浜松西	ターミナル	新設	11億22百万円
東京	住宅	購入	6億76百万円
青森むつ	ターミナル	新設	2億17百万円
② 機械装置			
札幌	自動仕分装置	新設	16億59百万円
一宮	自動仕分装置	新設	9億 0百万円
福山外	重量才数計測装置	新設	4億83百万円
③ 車両運搬具			
営業用車両	1,936台	購入	96億35百万円
④ 工具器具備品			
本社	コンテナ　30台	購入	1億23百万円
⑤ 土地			
八千代市	ターミナル新築用地	購入	52億 3百万円
猿島郡五霞町	ターミナル新築用地	購入	16億 0百万円
福岡	ターミナル増築用地	購入	10億17百万円
広島	ターミナル増築用地	購入	8億 0百万円
古賀市	ターミナル新築用地	購入	7億50百万円
東京	住宅用地	購入	6億92百万円

⑶ 資金調達の状況

当社は、引き続き、運転資金の効率的な調達を行うためコミットメントライン契約をしており、極度額は100億円であります。

なお、当連結会計年度末における本契約に基づく借入金残高はありません。

⑷ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第69期 (2017年３月期)	第70期 (2018年３月期)	第71期 (2019年３月期)	第72期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　上　高(百万円)	255,677	267,799	285,686	292,999
経　常　利　益(百万円)	12,967	16,119	21,553	21,849
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,448	10,664	14,962	12,918
１株当たり当期純利益(円)	38.20	208.86	295.15	259.23
総　資　産　額(百万円)	417,119	437,089	439,893	448,329
純　資　産　額(百万円)	234,510	246,194	252,377	256,138
１株当たり純資産額(円)	899.34	4,768.44	4,961.67	5,109.31

(注) 1. 第70期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、第70期に行いました株式併合が第70期の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。
2. 第70期より１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額の算定において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）が保有する当社株式を、それぞれ控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産額の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

⑸ 重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

① 国内連結子会社

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
九州福山通運株式会社	10	100	貨物自動車運送事業
王子運送株式会社	100	78	貨物自動車運送事業
甲信越福山通運株式会社	65	100	貨物自動車運送事業
ジェイロジスティクス株式会社	20	100	流通加工事業

② 海外連結子会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
福山通運環球物流（香港）有限公司	万香港ドル 1,100	% 100 (100)	国際利用運送業
上海福山国際物流有限公司	万人民元 1,050	100 (100)	国際利用運送業
FUKUYAMA GLOBAL SOLUTIONS (CAMBODIA) INC.	万USドル 3	100 (100)	国際利用運送業
E.H.Utara Holdings Sdn. Bhd.	万ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄ 500	49	国際運送業
UFA Utara Forwarding Agency Sdn.Bhd.	万ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄ 50	49 (49)	国際利用運送業
Chalim Warehouse Sdn. Bhd.	万ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄ 25	70 (70)	流通加工事業
E.H.Utara (Thailand) Co., Ltd.	万タイバーツ 1,000	49	国際運送業
PT. FUKUYAMA TRANSPORTING INDONESIA	万USドル 100	62	国際利用運送業

（注）当社の出資比率欄の（ ）は、間接所有割合で内数であります。

⑹ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による内外景気への影響は大きく、輸送量の減少は当面続くものと懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。

貨物自動車運送業界におきましては、慢性的な労働力不足に加え、労働環境の改善、交通安全対策など多くの課題を抱え、依然として厳しい経営環境が続くものと懸念されています。

こうしたなか当社グループでは、引き続き企業間物流におけるサービス品質の強化を図るとともに、「全長25mダブル連結トラック」については、山陽道を経由して九州を結ぶルートを計画するなど、鉄道コンテナ輸送、長距離フェリーの利用や航空輸送とあわせ、輸送モードの多様化を推進し、輸送力の安定的確保と効率化に努めてまいります。

⑺ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、運送事業を主体として、以下の事業を営んでおります。

① 運送事業

1）貨物自動車運送事業

特別積合せ貨物運送を主体とした貨物自動車運送事業及び自動車、鉄道、船舶、航空機等を利用して貨物運送する利用運送事業並びに運送事業者への貨物の取次、受取、委託を行う運送取次の貨物運送取扱事業を営んでおります。

2）港湾運送事業

一般港湾運送事業及び港湾荷役事業を営んでおります。

3）その他付帯事業

運送事業に付帯した事業を営んでおります。

② 流通加工（ロジスティクス）事業

流通加工業及び倉庫業を営んでおります。

③ 国際事業

国際運送業、国際利用運送業及び通関業を営んでおります。

④ その他事業

1）不動産の賃貸業

運送用施設等の貸付業を営んでおります。

2）物品販売事業

食品等商品の販売業を営んでおります。

3）コンビニエンスストア事業

東京都江東区ほか５箇所においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。

4）損害保険代理業

損害保険代理業を営んでおります。

5）その他

ボウリング事業ほかを営んでおります。

⑻ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

① 当社

本社：広島県福山市

② 国内事業所

名称	所在地	名称	所在地
札幌支店	札幌市東区	神戸支店	神戸市須磨区
仙台中央支店	仙台市宮城野区	岡山支店	岡山市北区
東京支店	東京都江東区	広島支店	広島市西区
相模原支店	相模原市南区	高松支店	香川県高松市
名古屋支店	愛知県北名古屋市	福岡支店	福岡市博多区
大阪支店	大阪市福島区	沖縄支店	沖縄県糸満市

⑼ **従業員の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
21,121名	702名増

（注）従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
9,611名	381名増	44.4歳	15.7年

（注）従業員数は、就業人員であります。

⑽ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	22,149
株式会社広島銀行	13,850
株式会社中国銀行	8,100
株式会社山陰合同銀行	3,250
日本生命保険相互会社	2,500
株式会社山口銀行	2,500
株式会社伊予銀行	2,500
株式会社百十四銀行	2,500

（注）上記表には、シンジケートローンによる借入金残高30,000百万円は含めておりません。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　普通株式　160,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　普通株式　55,770,363株

⑶ **当事業年度末株主数**　5,147名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人渋谷育英会	5,544	11.18
近鉄グループホールディングス株式会社	3,879	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）	3,400	6.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	2,866	5.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,448	4.94
日本生命保険相互会社	2,020	4.08
株式会社広島銀行	1,762	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,229	2.48
福山通運共済会	1,163	2.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,017	2.05

（注）１．当社は、自己株式を6,200,972株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
なお、自己株式（6,200,972株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）が保有する当社株式（152,299株）は含めておりません。
２．持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

⑴　当事業年度末日における取締役及び監査役の状況

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
小丸　成洋	代表取締役社長 社長執行役員	公益財団法人渋谷育英会　理事長
熊野　弘幸	代表取締役副社長 副社長執行役員	営業本部長
長原　永壽	取締役 専務執行役員	輸送統括担当兼安全統括室長
向井　秀也	取締役 専務執行役員	営業本部副本部長兼運賃・料金管理担当
和田林　道宜	取締役	近畿日本鉄道株式会社　代表取締役会長 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団　理事長 公益財団法人古都飛鳥保存財団　理事長 一般社団法人日本民営鉄道協会　会長
日下　真吾	取締役	株式会社清友会計舎　代表取締役
有田　知徳	取締役	銀座中央法律事務所　弁護士 株式会社ゆうちょ銀行　社外取締役 ＷＤＢホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 長谷川香料株式会社　社外監査役
前田　美穂	取締役	一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事
野中　智子	取締役	野中・瓦林法律事務所　弁護士
百田　正裕	監査役（常勤）	
岡本　勝彦	監査役（常勤）	
平井　浩一郎	監査役	株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長
佐々木　信彦	監査役	株式会社日本シークレット・サービス 取締役相談役
山岡　義憲	監査役	山岡義憲税理士事務所　所長
村井　弘幸	監査役	近鉄グループホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 近畿日本鉄道株式会社　取締役常務執行役員

（注）１．取締役和田林道宜、日下真吾、有田知徳及び前田美穂並びに野中智子の５氏は、社外取締役であります。
　　２．監査役平井浩一郎、佐々木信彦及び山岡義憲並びに村井弘幸の４氏は、社外監査役であります。

3．取締役日下真吾氏は、公認会計士の資格を有しており、会社経営の監査業務等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役岡本勝彦氏は、長年当社及び当社グループの経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役山岡義憲氏は、税理士の資格を有しており、税務監査における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は、取締役日下真吾、取締役有田知徳、取締役前田美穂、取締役野中智子及び監査役平井浩一郎並びに監査役山岡義憲の６氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．当社と取締役和田林道宜、取締役日下真吾、取締役有田知徳、取締役前田美穂、取締役野中智子、監査役平井浩一郎、監査役佐々木信彦及び監査役山岡義憲並びに監査役村井弘幸の９氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑵ **事業年度中に退任した取締役及び監査役**

該当事項はありません。

⑶ **取締役及び監査役の報酬等の総額**

区　　分	人　　員	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	9	254
（内、社外取締役）	5	17
監査役	6	45
（内、社外監査役）	4	14

（注）1．2009年６月26日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議しております。

2．上記のほか、2019年２月７日に逝去されました取締役１名に対し、役員退職慰労金112百万円及び同年６月19日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、弔慰金1,000百万円を当事業年度中に支給しております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　　名	兼職する法人等	兼　職　の　内　容
社外取締役	和田林　道　宜	近畿日本鉄道株式会社	代表取締役会長
		公益財団法人京都市文化観光資源保護財団	理事長
		公益財団法人古都飛鳥保存財団	理事長
		一般社団法人日本民営鉄道協会	会長
社外取締役	日　下　真　吾	株式会社清友会計舎	代表取締役
社外取締役	有　田　知　徳	銀座中央法律事務所	弁護士
		株式会社ゆうちょ銀行	社外取締役
		WDBホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		長谷川香料株式会社	社外監査役
社外取締役	前　田　美　穂	一般社団法人国際人材育成労務管理協会	専務理事
社外取締役	野　中　智　子	野中・瓦林法律事務所	弁護士
社外監査役	平　井　浩一郎	株式会社ヒライホールディングス	代表取締役社長
社外監査役	佐々木　信　彦	株式会社日本シークレット・サービス	取締役相談役
社外監査役	山　岡　義　憲	山岡義憲税理士事務所	所長
社外監査役	村　井　弘　幸	近鉄グループホールディングス株式会社	取締役常務執行役員
		近畿日本鉄道株式会社	取締役常務執行役員

（注）1．当社は、近鉄グループホールディングス株式会社の持分法適用関連会社であります。

2．当社と近畿日本鉄道株式会社、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、公益財団法人古都飛鳥保存財団、一般社団法人日本民営鉄道協会、株式会社清友会計舎、銀座中央法律事務所、株式会社ゆうちょ銀行、WDBホールディングス株式会社、長谷川香料株式会社、一般社団法人国際人材育成労務管理協会、野中・瓦林法律事務所、株式会社ヒライホールディングス、山岡義憲税理士事務所との間には特別な関係はありません。

なお、株式会社日本シークレット・サービスとの間の取引は、連結売上高の１％未満です。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	和田林　道　宜	8回中8回	—	経営者として当社の経営やコンプライアンス等に係る取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
社外取締役	日　下　真　吾	8回中8回	—	公認会計士として企業、財務、法務等に精通し、会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言を行っております。
社外取締役	有　田　知　徳	8回中8回	—	弁護士として企業法務に精通し、法律、コンプライアンス経営の推進を図るための助言を行っております。
社外取締役	前　田　美　穂	8回中8回	—	労働条件・労働安全衛生等に係る豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンスの観点から取締役会において必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	野　中　智　子	7回中7回	—	弁護士としての豊富な経験に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のための助言を行っております。
社外監査役	平　井　浩一郎	8回中7回	9回中7回	会社経営者として豊富な経験を有し、独立した立場から取締役の職務執行における監督機能の実効性向上のための助言を行っております。
社外監査役	佐々木　信　彦	8回中8回	9回中9回	経営監視機能の充実のため、法執行と危機管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行における監督機能の実効性向上のための助言を行っております。
社外監査役	山　岡　義　憲	8回中8回	9回中9回	税理士としての専門的見地から、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施し、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	村　井　弘　幸	8回中8回	9回中9回	経理及び経営企画等に係る豊富な経験と幅広い見識により、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行っております。

（注）社外取締役野中智子氏は、2019年6月19日開催の第71回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席状況が他の社外取締役と異なっております。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
① 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	82
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。

反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

② 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項またその使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。

⑧　報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。

社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑨　監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でないと認められる場合を除き、当社の費用処理とする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス体制

当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人が遵守すべき行動指針である「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する課題や取り組みの検討を行っております。当該委員会での検討結果を受け、各社の研修等においてコンプライアンスに関する課程を組み込み、継続的な教育を実施しております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見、是正のため、当社及び当社グループ会社を対象とする「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス室及び顧問弁護士を窓口としております。なお、通報を理由として通報者へ不利益な取扱いを禁止するなど通報者を保護する旨を社内通報規程に定めております。

②　リスク管理

各事業所の内部監査の実施とフォローアップ監査の徹底を図ってまいりました。なお、内部監査の過程において新たに顕在化したリスクについては、都度コントロールの整備を実施し、適時内部監査項目に追加を行い、運用状況を確認してまいりました。

③　取締役の職務執行

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう、「福山通運グループ企業行動憲章」や「役員倫理規程」などを制定し、取締役会等において社外取締役の意見を積極的に求め、職務執行の適正化を図りました。併せて、職制規程によって各職務の権限などを明確化し、効率的な業務を行うことができる体制を整備いたしました。

また、企業価値を高め、持続可能な成長を実現することを目指して「中期経営計画」を３年毎に策定し、これに基づいて毎年の業績管理を行っております。

④　グループ管理

「グループ統括規程」に基づき、当社の本社各部署から各子会社に業務状況や経営状況について質疑応答を行い牽制機能の強化を図るなど、適宜指導及び業務確認を行っております。また、内部監査室が主体となって、当社及び当社グループ会社における年間監査実施計画を策定し、監査指摘事項に対するフォローアップ監査を実施するなど管理・指導の充実を図っております。なお、監査結果より発見される業務手順の不備事項は適時に修正を行い、グループ全体として業務の適正が確保できる体制で運用しております。

⑤　監査役

社外監査役４名を含む監査役６名による監査体制により、各種の重要な会議への出席や重要事項の報告、さらに「情報取扱規則」に基づき保管された各重要文書について監査役会の求めに応じて提供することで、内部統制システム全般の整備・運用状況を確認しております。

⑶　会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

a 経営理念について

当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。

b 企業価値の源泉について

当社では、お客様、従業員、株主の皆様及び地域社会などのすべてのステークホルダーの“満足”を実現することが、企業価値の源泉であると考えております。この企業価値を更に高めていくために、輸送ネットワークの充実や物流施設の拡充などをはじめとした営業展開、コーポレート・ガバナンスの強化、充実及び環境保全並びに社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、これらの取り組みに加えて創業以来の労使協調による事業運営を継続していくことが、経営理念の実現とすべてのステークホルダーから良き企業市民として信頼され選ばれる企業となり、業績の向上にも寄与していくものと考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと確信しております。

c 経営戦略に基づく取り組み

当社では、2018年度を初年度とする第４次中期経営計画「Challenge, Change 2020」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、人口減少や高齢化の進展などによる社会構造の変化に即応していくため、継続可能（Sustainable）な成長を目指して、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のESGに加えて従業員満足（Employee Satisfaction）に対する取り組みの〝ESG+ES〟を基本方針としてさまざまな施策に取り組んでおります。

また、当社ではこれまでの中期経営計画の実績を踏まえたうえで、すべてのステークホルダーの満足の向上を目指し、企業価値を高めるという前中期経営計画の方針を引き継ぎ、更なる向上に努めてまいります。

d　コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、2011年４月１日より執行役員制度を導入しております。また、2013年６月27日からは取締役を10名から７名に減員するとともに、社外取締役については、２名から３名に増員し、さらに、2015年６月26日からは１名追加して、取締役８名のうち４名といたしました。また、株主の皆様を始めとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は１年と定め、豊富な経営経験等を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役４名を含む６名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

e　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入いたしております。

なお、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）につきましては、2020年５月13日開催の当社取締役会において、一部を見直したうえで、2020年６月24日開催の第72回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定しており、同総会の議案として上程しております。詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考書類 第３号議案」をご覧ください。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、長期安定的な配当の実施と企業環境の変化に対応した機動的な自己株式の取得により、株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき25円とさせていただきます。これにより、当期における１株当たりの年間配当金は、中間配当金25円とあわせて50円となります。

また、当事業年度において、自己株式735千株を取得いたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**69,919**	**流動負債**	**80,434**
現金及び預金	26,201	支払手形及び買掛金	16,798
受取手形及び売掛金	40,490	短期借入金	14,798
		一年以内に返済予定の長期借入金	21,114
その他	3,320	リース債務	26
		未払法人税等	3,603
		未払消費税等	3,474
貸倒引当金	△93	賞与引当金	4,806
		その他	15,812
固定資産	**378,410**	**固定負債**	**111,757**
		長期借入金	56,072
有形固定資産	**326,486**	リース債務	48
		繰延税金負債	6,795
建物及び構築物	91,316	再評価に係る繰延税金負債	23,688
		退職給付に係る負債	23,593
機械装置及び運搬具	20,952	関係会社事業損失引当金	87
		資産除去債務	506
工具、器具及び備品	2,630	その他	966
		負債合計	**192,191**
土地	208,234	**(純資産の部)**	
		株主資本	**205,099**
建設仮勘定	3,351	**資本金**	**30,310**
		資本剰余金	**39,257**
無形固定資産	**4,491**	**利益剰余金**	**155,094**
		自己株式	**△19,562**
投資その他の資産	**47,432**	**その他の包括利益累計額**	**47,387**
投資有価証券	41,289	その他有価証券評価差額金	14,029
		土地再評価差額金	34,411
繰延税金資産	3,367	為替換算調整勘定	△9
		退職給付に係る調整累計額	△1,043
その他	2,941	**非支配株主持分**	**3,650**
		純資産合計	**256,138**
貸倒引当金	△166		
資産合計	**448,329**	**負債・純資産合計**	**448,329**

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**292,999**
売上原価		**263,965**
売上総利益		**29,034**
販売費及び一般管理費		**8,492**
営業利益		**20,541**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,066	
その他	1,381	2,447
営業外費用		
支払利息	220	
その他	919	1,140
経常利益		**21,849**
特別利益		
固定資産売却益	185	
投資有価証券売却益	30	
関係会社事業損失引当金戻入額	25	
受取和解金	122	363
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	1,162	
減損損失	208	
投資有価証券評価損	5	
関係会社株式評価損	9	
貸倒引当金繰入額	17	
役員弔慰金	1,000	
和解金	48	2,455
税金等調整前当期純利益		**19,757**
法人税、住民税及び事業税	6,776	
法人税等調整額	△115	6,660
当期純利益		13,097
非支配株主に帰属する当期純利益		178
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,918**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	30,310	39,250	144,931	△16,884	197,607
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,755		△2,755
親会社株主に帰属する当期純利益			12,918		12,918
自己株式の取得				△2,680	△2,680
自己株式の処分				2	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6			6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	6	10,162	△2,677	7,492
2020年３月31日残高	30,310	39,257	155,094	△19,562	205,099

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日残高	17,093	34,411	10	△281	51,234	3,535	252,377
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,755
親会社株主に帰属する当期純利益							12,918
自己株式の取得							△2,680
自己株式の処分							2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△3,064		△20	△761	△3,846	114	△3,731
連結会計年度中の変動額合計	△3,064	－	△20	△761	△3,846	114	3,760
2020年３月31日残高	14,029	34,411	△9	△1,043	47,387	3,650	256,138

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**51,740**	**流動負債**	**80,841**
現金及び預金	10,007	支払手形	1,139
受取手形	1,881	買掛金	18,352
売掛金	27,800	短期借入金	22,800
貯蔵品	488	一年以内に返済予定の長期借入金	20,950
前払費用	646	リース債務	25
関係会社短期貸付金	7,432	未払費用	5,152
その他	3,505	未払法人税等	2,596
貸倒引当金	△22	未払消費税等	1,754
固定資産	**345,010**	賞与引当金	2,802
有形固定資産	**290,622**	その他	5,269
建物	75,190	**固定負債**	**98,815**
構築物	5,049	長期借入金	54,700
機械及び装置	9,178	リース債務	48
車両運搬具	3,885	繰延税金負債	4,813
工具、器具及び備品	2,087	再評価に係る繰延税金負債	23,854
土地	191,891	退職給付引当金	14,310
建設仮勘定	3,339	債務保証損失引当金	104
無形固定資産	**4,033**	関係会社事業損失引当金	87
借地権	891	その他	897
ソフトウェア	3,021	**負債合計**	**179,657**
その他	119	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**50,355**	**株主資本**	**169,159**
投資有価証券	39,216	**資本金**	**30,310**
関係会社株式	8,604	**資本剰余金**	**39,113**
出資金	3	資本準備金	37,104
関係会社出資金	0	その他資本剰余金	2,008
関係会社長期貸付金	1,499	**利益剰余金**	**119,298**
長期前払費用	149	利益準備金	6,630
その他	1,547	その他利益剰余金	112,667
貸倒引当金	△664	固定資産圧縮積立金	12,985
		別途積立金	44,000
		繰越利益剰余金	55,681
		自己株式	**△19,562**
		評価・換算差額等	**47,934**
		その他有価証券評価差額金	**13,855**
		土地再評価差額金	**34,078**
		純資産合計	**217,093**
資産合計	**396,751**	**負債・純資産合計**	**396,751**

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**253,174**
売上原価		**232,228**
売上総利益		**20,945**
販売費及び一般管理費		**5,168**
営業利益		**15,776**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,049	
その他	1,115	2,165
営業外費用		
支払利息	162	
その他	769	932
経常利益		**17,010**
特別利益		
固定資産売却益	86	
投資有価証券売却益	2	
貸倒引当金戻入額	97	
関係会社事業損失引当金戻入額	25	211
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	1,100	
関係会社株式評価損	705	
債務保証損失引当金繰入額	104	
貸倒引当金繰入額	279	
役員弔慰金	1,000	3,191
税引前当期純利益		**14,030**
法人税、住民税及び事業税	4,805	
法人税等調整額	57	4,862
当期純利益		**9,168**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2019年４月１日残高	30,310	37,104	2,008	39,113	6,630	106,254	112,885
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△2,755	△2,755
当期純利益						9,168	9,168
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	6,412	6,412
2020年３月31日残高	30,310	37,104	2,008	39,113	6,630	112,667	119,298

項目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	△16,884	165,424	16,684	34,078	50,762	216,187
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,755				△2,755
当期純利益		9,168				9,168
自己株式の取得	△2,680	△2,680				△2,680
自己株式の処分	2	2				2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△2,828		△2,828	△2,828
事業年度中の変動額合計	△2,677	3,735	△2,828	－	△2,828	906
2020年３月31日残高	△19,562	169,159	13,855	34,078	47,934	217,093

（注）その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2019年４月１日残高	12,935	44,000	49,319	106,254
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△2,755	△2,755
当期純利益			9,168	9,168
固定資産圧縮積立金の積立	160		△160	－
固定資産圧縮積立金の取崩	△110		110	－
事業年度中の変動額合計	50	－	6,362	6,412
2020年３月31日残高	12,985	44,000	55,681	112,667

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

福 山 通 運 株 式 会 社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　畑　孝　英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野　　豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　盛　子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、福山通運株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福山通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

福 山 通 運 株 式 会 社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　畑　孝　英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野　　豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　盛　子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、福山通運株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

福山通運株式会社　監査役会

常勤監査役　百田　正裕　㊞

常勤監査役　岡本　勝彦　㊞

社外監査役　平井　浩一郎　㊞

社外監査役　佐々木　信彦　㊞

社外監査役　山岡　義憲　㊞

社外監査役　村井　弘幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスにおける一層の強化を図るため、新任取締役候補者４名（全員が社外取締役候補者）を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役が過半数で構成された取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当			
1	小丸 成洋（こまる しげひろ）	代表取締役社長、社長執行役員	再任		
2	熊野 弘幸（くまの ひろゆき）	代表取締役副社長、副社長執行役員 営業本部長	再任		
3	長原 永壽（ながはら えいじゅ）	取締役、専務執行役員 輸送統括担当兼安全統括室長	再任		
4	日下 眞吾（くさか しんご）	取締役	再任	社外	独立
5	前田 美穂（まえだ みほ）	取締役	再任	社外	独立
6	野中 智子（のなか ともこ）	取締役	再任	社外	独立
7	吉田 昌功（よしだ よしのり）	―	新任	社外	
8	冨村 和光（とみむら かずみつ）	独立委員会委員長	新任	社外	独立
9	重枝 豊英（しげえだ とよえい）	―	新任	社外	独立
10	大本 卓志（おおもと たくし）	―	新任	社外	独立

再任・・・再任取締役候補者　　社外・・・社外取締役候補者

新任・・・新任取締役候補者　　独立・・・株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	再任 こまるしげひろ 小丸成洋 （1950年４月16日生） 取締役会への出席状況 ８回／８回	1974年10月　当社入社 1991年６月　当社常務取締役 1993年６月　当社専務取締役 1995年６月　当社代表取締役（現任） 1997年６月　当社取締役社長（現任） 2011年４月　当社社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人渋谷育英会　理事長	333,111株
	【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長として当社の経営を指揮し、企業価値の向上と事業基盤の強化を推進してまいりました。幅広い見識と豊富な経験によるリーダーシップは、当社グループのより強固な経営体制の構築とコーポレート・ガバナンスの充実強化を遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	再任 くまのひろゆき 熊野弘幸 （1970年４月23日生） 取締役会への出席状況 ８回／８回	2005年３月　当社入社 2007年６月　当社取締役営業部長 2009年６月　当社常務取締役 営業・情報システム担当 2010年３月　当社代表取締役副社長（現任） 営業本部長（現任） 2011年４月　当社副社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） なし	35,063株
	【取締役候補者とした理由】 会社経営についての豊富な経験と専門的な知識を有しており、営業本部を管掌する取締役として、当社グループにおける企業価値の更なる向上と持続的成長につながると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	再任 長原永壽（ながはらえいじゅ） （1948年10月22日生） 取締役会への出席状況 8回／8回	1971年４月　当社入社 2004年12月　当社運行管理部長 2007年６月　当社取締役 安全統括室長（現任） 2009年６月　当社常務取締役運行管理担当 2010年６月　当社専務取締役 2011年４月　当社取締役専務執行役員（現任） 2014年10月　当社輸送統括担当（現任） （重要な兼職の状況） なし	30,325株
	【取締役候補者とした理由】 幹線輸送における豊富な経験と専門的な知識を有しており、輸送及び安全を統括する部門を管掌する取締役として、当社グループにおける企業価値の更なる向上と持続的成長につながると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
4	再任 日下眞吾（くさかしんご） （1970年４月５日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 8回／8回	1996年10月　監査法人（現　有限責任監査法人）トーマツ入所 2001年１月　公認会計士日下真吾事務所開設 2001年１月　株式会社清友会計舎取締役 2004年６月　当社監査役 2005年１月　株式会社清友会計舎代表取締役（現任） 2012年６月　当社監査役退任 2013年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社清友会計舎　代表取締役	4,682株
	【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から独立した立場で意見を述べ、今後も引き続き有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。なお、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	再任 まえだ　みほ 前田　美穂 （1948年９月17日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 ８回／８回	1990年４月　労働省（現　厚生労働省） 婦人局　婦人政策課長補佐 1992年４月　同省 職業能力開発局 海外協力課長補佐 1995年４月　同省 労働基準局 監督課 中央労働基準監察監督官 1998年４月　北海道労働基準局（現　北海道労働局）監督課長 2000年４月　兵庫労働局　労働基準部長 2002年６月　滋賀労働局長 2004年７月　同上退官 2004年８月　中央労働災害防止協会　中小企業対策部長 2007年４月　財団法人国際研修協力機構（現　公益財団法人国際人材協力機構） 能力開発部副部長 2012年５月　一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事（現任） 2018年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人国際人材育成労務管理協会　専務理事	100株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有しており、今後も引き続き、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	再任 のなかともこ 野中智子 （1956年6月3日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 7回／7回 （2019年6月19日就任後）	1993年４月　最高裁判所司法研修所 1995年４月　河鰭法律事務所　弁護士 1999年４月　東京銀座法律事務所　弁護士 2018年２月　野中・瓦林法律事務所　弁護士（現任） 2019年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 野中・瓦林法律事務所　弁護士	47株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担い、高い見識を有しており、今後も引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	新任 よしだ　よしのり 吉田　昌功 （1952年3月27日生） 社外取締役候補者 取締役会への出席状況 ―	1975年４月　近畿日本鉄道株式会社（現　近鉄グループホールディングス株式会社）入社 2006年６月　同社執行役員（人事部担当） 2009年６月　同社常務取締役 2011年５月　株式会社近鉄百貨店取締役 2011年６月　近畿日本鉄道株式会社（現　近鉄グループホールディングス株式会社）常務取締役退任 2011年７月　株式会社近鉄百貨店代表取締役副社長執行役員 2013年５月　同社代表取締役副社長執行役員退任 2013年６月　近畿日本鉄道株式会社（現　近鉄グループホールディングス株式会社）代表取締役副社長 2013年６月　当社取締役 2015年４月　近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） 2017年６月　当社取締役退任 （重要な兼職の状況） 近鉄グループホールディングス株式会社　代表取締役社長	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役社長であり、その事業経験や幅広い見識をもって、当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な監督・助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	新任 とみむらかずみつ 冨村和光 （1940年3月23日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 ―	1967年４月　検事任官 1995年８月　最高検察庁　検事 1996年１月　松江地方検察庁　検事正 1997年４月　津地方検察庁　検事正 1998年７月　京都地方検察庁　検事正 1999年９月　退官 1999年10月　弁護士登録 2003年４月　広島弁護士会綱紀委員会副委員長 日弁連綱紀委員 2005年４月　広島弁護士会綱紀委員会委員長 2011年２月　財団法人（現　公益財団法人）アジア刑政財団広島支部　副支部長（現任） 2011年６月　当社独立委員会委員長（現任） （重要な兼職の状況） 冨村・林谷法律事務所　弁護士	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる検察庁における経験の中で、弁護士として幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通し、当社独立委員会委員長を歴任するなど、法律、コンプライアンス経営等の推進について、適切な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、当社は同氏を新たに独立役員とする予定であります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	新任 しげえだとよえい 重枝豊英 （1952年8月1日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 ―	1981年４月　外務省入省 1997年４月　外務省大臣官房査察室兼機能対策室長 1999年７月　通商産業省審議官（環境問題担当） 2001年７月　外務省領事部旅券課課長 2004年４月　在ウィーン国際機関日本政府代表部公使 2007年８月　大阪府国際交流監 2009年８月　在フランクフルト日本国総領事 2012年10月　在ホノルル日本国総領事 2015年７月　在リトアニア共和国特命全権大使 2018年９月　退官 2019年４月　学校法人日本体育大学　特任講師（現任） （重要な兼職の状況） なし	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、当社は同氏を新たに独立役員とする予定であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	新任 大本卓志 （1953年6月26日生） 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 ―	1972年４月　広島国税局　奉職 2007年７月　西条税務署長 2008年７月　広島国税局課税第二部法人課税課長 2009年７月　同上総務部人事第一課長 2011年７月　松江税務署長 2012年７月　広島国税局課税第二部次長 2013年７月　同上調査査察部長 2014年７月　退官 2014年８月　税理士登録 大本卓志税理士事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） 大本卓志税理士事務所所長	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計、税務に精通していることから、企業経営等におけるコンプライアンスの徹底など、適切な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、当社は同氏を新たに独立役員とする予定であります。		

（注）１．吉田昌功、冨村和光、重枝豊英、大本卓志の４氏は、新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者小丸成洋氏は、公益財団法人渋谷育英会理事長を兼務し、同法人は当社株式554万株を保有しております。
その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．日下真吾、前田美穂、野中智子、吉田昌功、冨村和光、重枝豊英、大本卓志の７氏は、社外取締役候補者であります。

４．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、日下真吾、前田美穂、野中智子の各氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、日下真吾、前田美穂、野中智子の各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、吉田昌功、冨村和光、重枝豊英、大本卓志の各氏がそれぞれ選任された場合につきましても、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

５．吉田昌功氏は、2020年６月をもって近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役社長を退任し、近鉄不動産株式会社代表取締役会長に就任する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役山岡義憲及び村井弘幸の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
再任 村井弘幸（むらい ひろゆき） （1958年６月９日生） 社外監査役候補者 取締役会への出席状況 ８回／８回 監査役会への出席状況 ９回／９回	1982年４月　近畿日本鉄道株式会社（現　近鉄グループホールディングス株式会社）入社 2013年３月　近鉄ケーブルネットワーク株式会社常務取締役 2015年８月　株式会社海遊館専務取締役 2016年６月　近鉄グループホールディングス株式会社 取締役常務執行役員（現任） 2016年６月　近畿日本鉄道株式会社 取締役常務執行役員（現任） 2016年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 近鉄グループホールディングス株式会社　取締役常務執行役員 近畿日本鉄道株式会社　取締役常務執行役員	232株
【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたり経理及び経営企画等に携わり、豊富な経験と幅広い見識を、今後も引き続き、当社の経営監視機能の充実に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。		

（注）１．村井弘幸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．村井弘幸氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、村井弘幸氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、村井弘幸氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

４．村井弘幸氏は、2020年６月をもって近鉄グループホールディングス株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の取締役専務執行役員に就任する予定であります。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年６月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続いたしました。

現プランの有効期間は、2020年６月24日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）を継続することを2020年５月13日に決議いたしましたので、本議案としてお諮りさせていただくものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役４名を含む当社監査役６名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランは、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

本プランにおいて、現プランから見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

① 当社が買付者等に対して情報提供を求める期間を限定し、情報提供期間が満了した場合、直ちに独立委員会による検討期間を開始するものとしました。

② 独立委員会の新株予約権の無償割当に関する勧告において、株主の皆様の意思の確認を得るべき旨の留保を付することができる旨を明記しました。

③ 独立委員会が新株予約権の無償割当の実施の勧告を行う場合について列挙した要件を一部削除し、いわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買付に限定しました。

④ 買付者等から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明記しました。

⑤ その他、文言の修正等を行いました。

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

２．基本方針の実現に資する特別な取り組み

⑴　経営理念について

当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。

⑵　企業価値の源泉について

当社では、お客様、従業員、株主の皆様及び地域社会などのすべてのステークホルダーの“満足”を実現することが、企業価値の源泉であると考えております。この企業価値を更に高めていくために、輸送ネットワークの充実や物流施設の拡充などをはじめとした営業展開、コーポレート・ガバナンスの強化、充実及び環境保全並びに社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、これらの取り組みに加えて創業以来の労使協調による事業運営を継続していくことが、経営理念の実現とすべてのステークホルダーから良き企業市民として信頼され選ばれる企業となり、業績の向上にも寄与していくものと考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと確信いたしております。

⑶　経営戦略に基づく取り組み

当社では、2018年度を初年度とする第4次中期経営計画「Challenge, Change 2020」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、人口減少や高齢化の進展などによる社会構造の変化に即応していくため、継続可能な（Sustainable）成長を目指して、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のESGに加えて従業員満足（Employee Satisfaction）に対する取り組みの〝ESG＋ES〟を基本方針としてさまざまな施策に取り組んでおります。

また、当社ではこれまでの中期経営計画の実績を踏まえたうえで、すべてのステークホルダーの満足の向上を目指し、企業価値を高めるという前中期経営計画の方針を引き継ぎ、更なる向上に努めてまいります。

⑷　コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、2011年4月1日より執行役員制度を導入しております。また、2013年6月27日からは取締役を10名から7名に減員するとともに、社外取締役を2名から3名に増員し、さらに、2015年6月26日からは1名追加して、取締役8名のうち4名といたしました。また、株主の皆様を始めとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は１年と定め、豊富な経営経験等を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役4名を含む6名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

3．本プランの基本的考え方

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、４．以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を定め、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模買付行為を行う者が順守すべき手続きがあること、並びに当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

（1）買付者等による権利行使は認められないとの行使条件

（2）買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙１ご参照）に従い、（1）当社社外取締役、（2）当社社外監査役、又は（3）社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員は、別紙２の３氏が就任されることを予定しております。

また、2020年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙４「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

⑴　本プランの発動に係る手続き

①　対象となる買付等

本プランは下記㈠又は㈡に該当する当社株式等の買付又はこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととします。

㈠　当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20%以上となる買付

㈡　当社が発行者である株式等[4]について、公開買付[5]に係る株式等の株式等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

②　買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付行為の概要、及び本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を、当該買付者等に交付いたします。当初情報リストの交付を受けた買付者等は当社取締役会に対して、本必要情報を、日本語で記載した書面により提供していただきます。

また、買付者等から提供していただいた情報では、買付等の内容及び態様に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を、日本語で記載した書面により追加的に提供していただきます。

---

[1] 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。

[2] 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。

[3] 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味する。以下同じ。

[4] 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味する。以下㈡において同じ。

[5] 金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。以下同じ。

[6] 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味する。以下同じ。

[7] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。以下同じ。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって独立委員会による評価・検討（下記③(ロ)）を行うものとします。

買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとします。

㈠ 買付者等及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。）

㈡ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含みます。）

㈢ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

㈣ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

㈤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

㈥ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

㈦ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

㈧ 当社の他の株主との利益相反が生じた場合は、それを回避するための具体的方策

㈨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④㈠に記載のとおり、当社取締役会に対して、下記⑶にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当（以下「本新株予約権の無償割当」といいます。）を実施することを勧告します。

[8] 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

③　買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

⑴　当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

⑵　独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報･資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

独立委員会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（ただし、下記④⑵ハに記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、速やかに開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができるものとします。

⑹　株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項についても、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

④　独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記⑷イないし⑹に定める勧告又は決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記⑹に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長の理由の概要を含みます。）について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

⑷　買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守しなかった場合、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。

⑹　買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。

ただし、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記⑵に定めるいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、例外的措置として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当を実施することを勧告する場合があります。また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当の実施に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑷　独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、独立委員会検討期間の延長は一度限りとし、その期間は30日間を超えない期間とするものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

⑤　取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当の実施を勧告するに際して、当該実施に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当の実施に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、独立委員会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会における決議を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施・不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥　本新株予約権の無償割当の中止、無償取得

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い本新株予約権の無償割当の実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間開始までの間において、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)無償割当を実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、（本新株予約権の無償割当の効力発生日前においては）本新株予約権の無償割当を中止する旨、又は、（本新株予約権の無償割当の効力発生日後においては）本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑵　本新株予約権の無償割当の要件

上記⑴④に記載のとおり、買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施することを勧告し、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。また、上記⑴⑤に記載のとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告または、株主意思確認総会を開催した場合にはその決議を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行います。一方で、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると認められる場合には、例外的に、上記⑴⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することがあります。なお、上記⑴④のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとします。

①　下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等である場合

㈠　株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

㈡　当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

㈢　当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

㈣　当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

②　強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等である場合

⑶　本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、別紙３「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりとします。

⑷　本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年６月24日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

５．本プランの合理性

⑴　買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

⑵　株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

⑶　株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記４．⑷に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

⑷　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員３名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑸　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記４．⑴④及び４．⑵にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑹　第三者専門家の意見の取得

上記４．⑴③にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑺　デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．⑷に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

６．株主及び投資家の皆様への影響

⑴　本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の４．において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

⑵　本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記⑶において記述する本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記⑶に記載する手続きにより、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記４．⑴⑥に記載する手続きに従い、当社取締役会が無償割当の中止又は無償取得を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

⑶　本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個あたり金１円以上を当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

ただし、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様に交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

２．独立委員会の委員は、３名以上とし、当社経営陣から独立している、⑴当社の社外取締役、⑵当社の社外監査役、又は⑶社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。

３．独立委員会の委員の任期は、選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。

４．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

５．独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

６．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

⑴　本プランの対象となる買付等への該当性の判断

⑵　本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の実施又は不実施（実施に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）

⑶　本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の中止又は無償取得

⑷　本プランの廃止又は変更（ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、又は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）

⑸　買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
⑹　独立委員会の検討期間の設定（ただし、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は90日間を超えない検討期間とする。）及び当該期間の延長（30日を超えない期間とする。）
⑺　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7．独立委員会は、6．に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
⑴　買付者等の買付等の内容の精査・検討
⑵　買付者等との交渉・協議
⑶　代替案の検討
⑷　株主に対する代替案の提示
⑸　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑹　当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

以　上

独立委員会委員略歴

冨村　和光（とみむら　かずみつ）
　　1940年３月生まれ
略　歴
　1967年４月　検事任官
　1995年８月　最高検察庁　検事
　1996年１月　松江地方検察庁　検事正
　1997年４月　津地方検察庁　検事正
　1998年７月　京都地方検察庁　検事正
　1999年10月　弁護士登録
　2003年４月　広島弁護士会綱紀委員会副委員長、日弁連綱紀委員
　2005年４月　広島弁護士会綱紀委員会委員長
　2011年２月　財団法人（現　公益財団法人）アジア刑政財団広島支部　副支部長（現在に至る）

村上　徳光（むらかみ　とくみつ）
　　1947年12月生まれ
略　歴
　1971年７月　警察庁入庁
　1991年１月　岩手県警察本部長
　1995年４月　宮内庁総務課長
　1999年10月　神奈川県警察本部長
　2001年９月　警察庁国際部長
　2002年４月　警察大学校長
　2003年７月　駐レバノン大使
　2007年２月　財団法人（現　公益財団法人）公共政策調査会　専務理事
　2013年７月　警察職員生活協同組合　監事

鳥山　恭一（とりやま　きょういち）
　　1958年５月生まれ
略　歴
　1986年４月　早稲田大学法学部　専任講師
　1988年４月　早稲田大学法学部　助教授
　1989年５月　パリ第一大学在外研究（1989年～1992年）
　1993年４月　早稲田大学法学部　教授
　2004年４月　早稲田大学大学院法務研究科　教授（現在に至る）

※上記３氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

１．本新株予約権の数
　当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主
　割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

３．本新株予約権の無償割当の効力発生日
　当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価額は金１円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

６．本新株予約権の行使期間
　本新株予約権の無償割当の効力発生日又は本新株予約権無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、１か月間から２か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。ただし、下記９．に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

7．本新株予約権の行使条件

⑴　特定大量保有者[9]

⑵　特定大量保有者の共同保有者

⑶　特定大量買付者[10]

⑷　特定大量買付者の特別関係者

⑸　上記⑴ないし⑷に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者

⑹　上記⑴ないし⑸記載の者の関連者[11]（以下⑴ないし⑹に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。

8．本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

9．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、特定買付者等が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的利益の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

10．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

以　上

---

[9] 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

[10] 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味する。以下、本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の２第１項に定義される。以下、本脚注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[11] ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される。）をいう。

別紙４

当社大株主の株式保有状況

2020年３月31日現在の当社大株主の株式保有状況は次のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
公益財団法人渋谷育英会	5,544	11.18
近鉄グループホールディングス株式会社	3,879	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）	3,400	6.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	2,866	5.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,448	4.94
日本生命保険相互会社	2,020	4.08
株式会社広島銀行	1,762	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,229	2.48
福山通運共済会	1,163	2.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,017	2.05

（注）１．持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式6,200千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．出資比率は、自己株式数を控除して計算しております。

以　上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

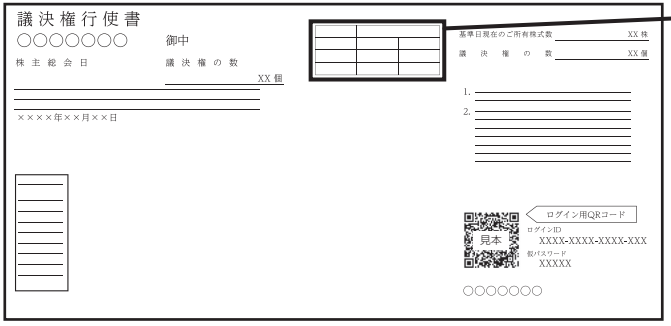

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号・第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第３号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

⑴　郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
⑵　インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

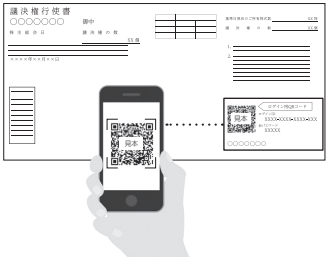

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

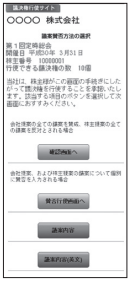

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

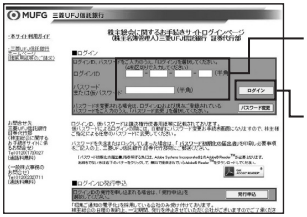

3　新しいパスワードを登録する。

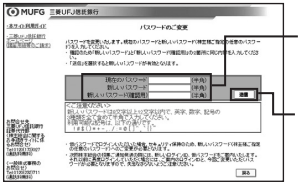

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

場所：広島県福山市東深津町四丁目20番１号
当社本店　５階会議室
電話（084）924-2000

交通：JR福山駅前８番乗り場　　バス約10分
「千間土手中（せんげんどてなか）」停留所下車　徒歩約 １分

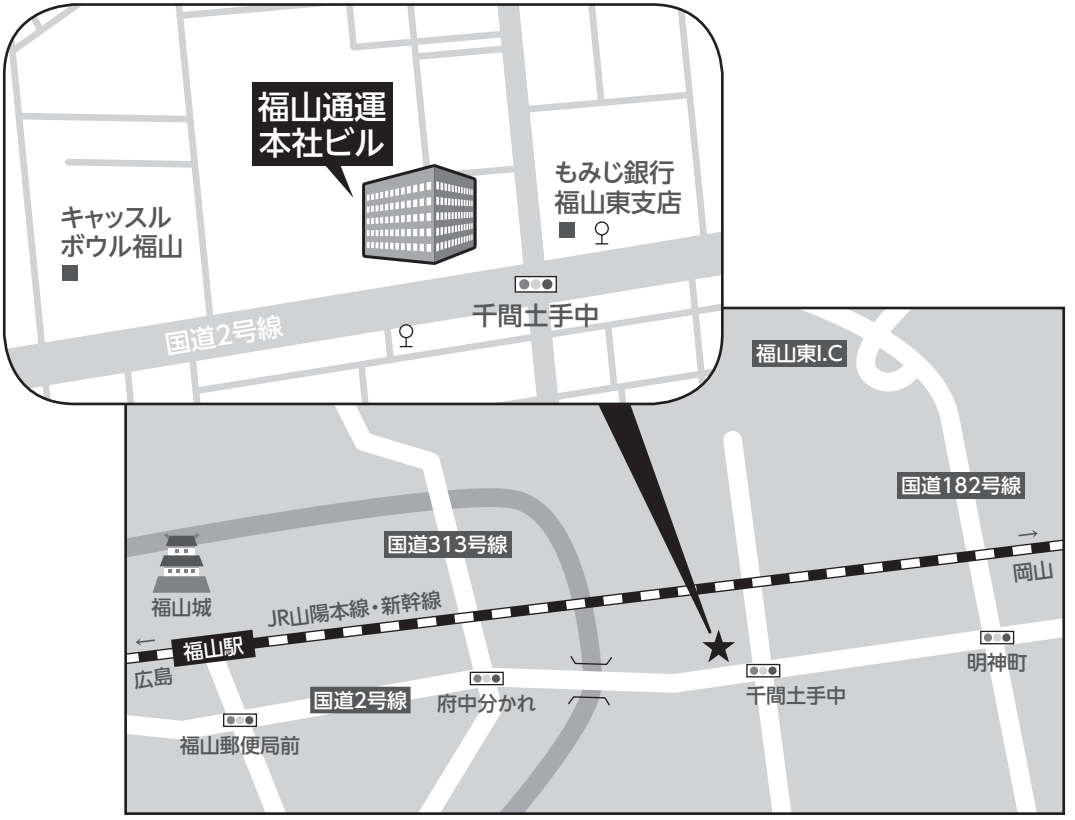

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022337

VEGETABLE OIL INK

UD FONT